

介護サービス準市場の要素に関する日韓比較分析

○ 同志社大学 李 宣英 (8067)

[キーワード] 準市場、介護保険、国際比較

1. 研究目的

日本の福祉サービス供給において、準市場メカニズムを大幅に拡大させるきっかけとなった福祉制度は公的介護保険制度であるといわれており、その影響を受け 2000 年に入ってから、介護保険制度と準市場を関連づけている研究が大幅に増加するようになった。

「準市場」という用語は「Quasi - Market」の訳語であり、類似概念として「擬似市場」、「社会市場」(Social Market) や「内部市場」(Internal Market) がある。日本においては、2000 年代以前には、主に「擬似市場」という訳語が用いられたが、2000 年代以後の研究においては、主に「準市場」という用語で表現している論文が多くみられる。また、「準市場」という概念は、市場の側面も非市場の側面もあるという曖昧な意味をもち、幅広く指すことができるため、経済、医療、福祉、教育、保育などの様々な分野において、多様な意味において用いられている。

一方、韓国においても、2008 年の公的老人長期療養保険制度の導入とともに福祉サービスの供給システムとして準市場メカニズムが機能するようになった。同制度は、日本の介護保険制度をモデルとしたものであるため、日本の準市場構造と類似した側面が強い。以上の理由から日本と韓国の介護サービスを同じ枠組みの下で比較することは有意義であると考えられる。そこで、本研究の目的は日本の介護保険制度と韓国の老人長期療養保険制度を準市場というフレームの中で比較分析を行うこととする。

2. 研究の視点および方法

まず、介護保険サービスの供給・利用における準市場の要素を提示し、それを比較軸として日韓両国の現状について検討を行う。国家規制を強化する側面は「準」の要素として、国家規制を緩和する側面は「市場」の要素として分類している。それらをまた「行政と供給者の関係」「行政と利用者の関係」の二つのカテゴリに分けて比較検討を行うこととする。

3. 倫理的配慮

本研究は、社団法人日本社会福祉学会が定めている研究倫理指針を厳守している。

4. 研究結果

日本と韓国の介護保険制度上に存在している「規制要素」としては、供給組織の性格によって供給可能なサービスを制限していること、市場参入・退出基準の設定、サービスの価格設定、評価および監督基準の存在などが比較軸として導き出された。それらの要素は福祉サービスの公共性を維持し、サービスの供給量・利用量をコントロールするためのものとして位置づけられる。

次に、「市場要素」としては、多様な民間組織の参入による供給の奨励、利用者の獲得をめぐる事業者間の競争、営利追求の可能、利用者のサービスに対する選択権の保障、利用料の支払いの義務づけなどを挙げられた。その分析の結果、以下のような特徴がみられた。

第一に、日本の場合、サービスの種類によって自由な市場への参入を厳しく制限していることに対して、韓国の場合、その制限基準は低いことである。

第二に、人員配置基準においては、日本と韓国の間にはそれほど大きな違いは見られなかった。ただし、韓国の場合、施設職員の配置基準において社会福祉士1人の配置を義務付けており、そのことは日本に示唆に富むことであるともいえよう。

第三に、日韓両国とも介護サービスの供給と利用にあたって、要介護認定を通してサービスを購買することができる権限を与えている。日本は7段階、韓国は3段階と設定されているが、その判定過程においては大きな違いはなかった。

第四に、日韓両国とも介護サービスの価格を定めている点が挙げられる。その水準においては、日本より韓国の方が明らかに低く設定されている。さらに本人負担分も日本は10%であることに比べ、韓国は在宅サービス15%、施設サービス20%と設定されている。

5. 考察

以上のように、日韓の介護サービスの供給・利用においては、多様な準市場の要素が存在しているが、それらの要素が常に同一の水準にとどまっているとは言い難い。つまり、それぞれの国が置かれている政策的な状況によって、規制の要素が強まったり、市場の要素が強まったりする。

したがって、福祉サービスの供給と利用をどの程度まで市場に開放するか、またはどの程度まで国家が介入するかに関する水準は、時代や場所によってフレキシブルであることを認識すべきであろう。